

「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部を改正する件」の概要

1 基準の特例制度の概要

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 4 項及び第 21 条第 4 項に基づき、国立公園における特別地域及び特別保護地区においては、当該公園の風致を維持するため、一定の開発行為を規制し、環境省令で定める基準に適合しないものについては、許可してはならないとしている。その一方で、唯一無二の存在である自然の風致又は景観の保護のための規制内容は、地域によって様々であり、許可基準となる自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項から第 35 項までに掲げる基準を一律に適用することは、その自然的、社会経済的条件から判断して適当でない場合がある。このような場合において、国立公園にあっては環境大臣が認めて指定した特別地域又は特別保護地区の区域及び当該区域内において行われる行為については、環境大臣は、行為の許可基準の特例を定めることができるとしている（規則第 11 条第 36 項）。

2 基準の特例の一部改正の概要

桧原湖及び小野川湖は、昭和 25 年 9 月の磐梯朝日国立公園指定前から、桧原漁業協同組合（以下、「漁協」という。）が生業のために内水面漁業活動を行ってきた地域である。国立公園指定後はワカサギ釣り等の新たな形態の利用が盛んとなり、漁協組合員は自ら水産動植物の採捕を行うとともに、遊漁券の販売、釣りボートの貸出し等にも従事しており、国立公園の利用の推進のための重要な活動となっている。

一方で、桧原湖地区及び小野川湖地区は、磐梯山の噴火により生成された湖沼群の地形及び森林景観の保全を図るため第 1 種特別地域に指定されており、自然公園法施行規則第 11 条の規定により原則として工作物の新築等は許可されない。当該区域に漁業権を有する漁協組合員が実施する漁業又は遊漁に係る事業に必要な係留施設（船舶に係留するために必要な栈橋等）や工作物（冬季の遊漁事業に必要な釣小屋等）の新改増築について許可されないことは、本地域で昔から実施されてきた生業を妨げる上、地域の観光産業にも著しい支障を与えることとなり、社会的に問題が生ずる。

そのため、平成 21 年には桧原湖に漁業権を有する者が行う漁業等に必要な仮設の工作物の新改増築については基準の特例が設けられたが、今回、桧原湖及び小野川湖における漁業権を有する者が行う漁業等に必要な係留施設及び工作物の新改増築について、仮設、常設にかかわらず風致の保護上の配慮がなされたものは許容できるように措置するものである。

3 基準の特例を定める区域の範囲

桧原湖地区 福島県耶麻郡北塩原村大字桧原の一部

小野川湖地区 福島県耶麻郡北塩原村大字桧原の一部

（桧原湖地区、小野川湖地区の範囲は別添図面のとおり）

4 基準の特例の内容

磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成 12 年 9 月環境庁告示第 57 号）第 8 条第 2 項及び第 9 条を新たに追加する。

（変更案）

磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

（平成 12 年 9 月環境庁告示第 57 号）

（桧原湖地区に係る基準の特例）

第 8 条 桧原湖地区内において行われる規則第 11 条第 13 項に規定する行為については、同項第一号ハ中「又は増築」とあるのは「若しくは増築、又は漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項に規定する漁業権（同条第 5 項第 5 号に規定する第 5 種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面に係る漁業の免許を受けた者が行う係留施設及び工作物（屋根及び柱又は壁を有するものに限る。）の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 桧原湖地区内において行われる自然公園法施行規則第 11 条第 14 項に規定する行為については、同項中「前項各号の規定の例」とあるのは「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成 12 年 9 月環境庁告示第 57 号）第 8 条第 1 項の規定により読み替えられた第 13 項各号の規定の例」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（小野川湖地区に係る基準の特例）

第 9 条 小野川湖地区内において行われる規則第 11 条第 13 項に規定する行為については、同項第一号ハ中「又は増築」とあるのは「若しくは増築、又は漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項に規定する漁業権（同条第 5 項第 5 号に規定する第 5 種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面に係る漁業の免許を受けた者が行う係留施設及び工作物（屋根及び柱又は壁を有するものに限る。）の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 小野川湖地区内において行われる自然公園法施行規則第 11 条第 14 項に規定する行為については、同項中「前項各号の規定の例」とあるのは「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成 12 年 9 月環境庁告示第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた第 13 項各号に規定の例」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 スケジュール予定

令和 2 年 12 月 16 日～令和 3 年 1 月 14 日 パブリックコメント実施

令和 3 年 1 月 パブリックコメント結果回答

2 月 官報告示